

令和4年度事業計画書

公益財団法人労災保険情報センター（以下「当財団」という。）は、労働災害に係る補償制度及び療養補償として行われる医療の適正な実施及び充実に資するため、労働者、事業主及び労災指定医療機関等その他の関係者に対する協力援助並びに情報提供を行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的としている。

この目的を実現するため、令和4年度は、労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）、労災診療補償保険事業（以下「補償保険事業」という。）、情報普及事業、労災保険制度支援等推進事業（以下「支援等推進事業」という。）及び労災診療互助事業（以下「互助事業」という。）を実施する。

これらの事業の実施に当たっては、公益財団法人としての責務と役割を十分踏まえ、コンプライアンスの徹底等を図った上で、新型コロナウイルス感染症感染状況等を注視し、事業継続に必要な措置を採るなど、柔軟な対応を図りつつ、円滑、かつ、効果的、効率的な事業運営を図る。

1 公益目的事業

(1) 援護事業

当財団と援護事業に係る貸付契約を締結した労災指定医療機関等（以下、労災指定医療機関等を「指定医」という。）が国に請求した労災診療費の相当額に係る立替払を、引き続き円滑かつ着実に実施する。

また、国及び医師会等関係機関と緊密に連携し、援護事業の一層の周知を図る。

なお、労災受診者が比較的多く見込まれる大規模及び整形外科等の指定医を対象に契約勧奨等を実施する。

(2) 補償保険事業

当財団と労災診療補償保険支援に係る契約（以下「補償保険支援契約」という。）を締結した指定医（以下「補償保険支援契約医」という。）が国に請求して不支給となった労災診療費と健保等他の保険等との差額を補償する補償保険金の支払を、引き続き迅速かつ適正に実施する。

また、補償保険金請求についての問い合わせに対しては、懇切丁寧な対応に努め、適確な保険金の支払に資する。

なお、労災受診者が比較的多く見込まれる大規模及び整形外科等の指定医に対する契約勧奨等を実施する。

さらに、認可特定保険業としての財務の健全性の維持に努めるとともに、同業務に携わる職員等に対する保険業法等関係法令の順守を図るための研修についても引き続き実施する。

(3) 情報普及事業

ア 労災診療費算定実務研修会（以下「実務研修会」という。）事業

労災診療費算定基準の正しい理解と労災診療費の適正な請求を実現するため、指定医の医療事務担当者等を対象とする実務研修会については、

都道府県労働局、都道府県医師会等関係機関と調整の上、効率的な開催に努める。

なお、令和4年度には労災診療費の改定が予定されていることから、令和3年度にも実施したリモート環境を活用したオンライン開催（後述）など、柔軟な対応に努める。

イ 広報事業

労災保険制度全般に関する情報等を広く普及させるため、当財団ホームページを活用し、各種情報等を提供するとともに、労災保険制度等に関してホームページを経由して送付された電子メールによる相談・質問について、引き続き適確に回答する。

2 収益事業等

(1) 支援等推進事業

ア 図書の出版販売の事業

労災保険制度、労災医療等に関する書籍を発行するとともに、各種情報を提供する情報誌「季刊ろうさい」を引き続き発行する。

発行書籍等については、その内容に沿った広報に努めるとともに、リーフレットの作成、医学関係情報誌への広告の掲載及び医療機関へのダイレクトメールの送付などの営業活動を行い、販売の促進を図る。

イ 国、医師会、医療機関及び事業主等（以下「依頼主」という。）からの受託等の事業

依頼主からの受託等については、当財団が受託可能な調達案件に係る情報収集、入札参加の検討及び応札を行うなどにより受託の増加を図る。

国が公告した「労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検業務の外部委託事業」（以下「受託事業」という。）の受託者から、一部業務の再委託を受けていたところ、令和4年度からの次期調達についても引き続き当財団に対し再委託の依頼があったことから、受託先との連携を図り、的確な遂行に努める。

また、講演及び研修については、講師陣の充実に努め、講師及び講演内容を紹介するためのパンフレットを都道府県医師会等関係団体へ持参の上、説明するなどして周知を図るとともに、引き続きホームページへの掲載及び電子メールでの申込受付を行うなど、医療機関以外にも営業対象を拡大して事業展開を図ること等により実施回数の増加に努める。

(2) 互助事業

補償保険支援契約医の相互扶助等を図るため、引き続き安定的かつ継続的に以下の事業を行う。

ア 長期運転資金貸付金貸付事業

補償保険支援契約医の経営改善に資するため、本事業の周知による活用促進に努めるとともに、適正かつ円滑な運用を図る。

イ 振興助成事業

労災医療に関する知識の付与と資質の向上を図るため、都道府県医師会

が指定医を対象に実施する研修に助成する。

ウ 事業運営費補助事業

補償保険支援契約の促進等を図るため、都道府県医師会に対し、事業運営費を補助する。

エ 普及等促進事業

補償保険支援契約医に対し、労災診療費等に関する情報等の周知等を図るため、参考図書を配付するとともに、実務研修会への助成等を行う。

3 その他

(1) 職員資質の向上

当財団は、多くの指定医に係る情報を保有していること、公益財団法人として適切な情報資産管理が求められていること等から、令和3年11月、国際規格である情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS ISO/IEC 27001:2013/JIS Q 27001:2014）の認証を取得した。

ISMSの運用に当たっては、全ての職員に対し、情報セキュリティに関する知識の付与が求められていることから、ISMS運用計画書に基づき、全職員に情報セキュリティ研修を受講させる。

また、事業継続計画（BCP）を実施可能なものとする体制構築のため、全職員に対して当財団の業務に必要な各種資格の取得を奨励するとともに、職員の多能工化を図る。

(2) システムの円滑な運用等

RICシステム及び管理系システムについては、令和3年12月に全面更改が完了したことから、引き続き安定かつ円滑な運用に努める。

(3) リモート環境の活用

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に伴う柔軟な事業運営への対応の一環として、令和3年度中に、通信回線の増強並びにオンライン会議用ソフトウェア及び会議用機器等の導入などリモート環境の整備等を行い、オンラインによる理事会、実務研修会を開催済である。令和4年度も引き続き柔軟な対応に努め、円滑な事業運営の実現を図る。

(4) 事業運営に係る具体的方策

平成30年度に実施した外部機関を交えた事業運営に係る検証結果については、新型コロナウイルスの感染拡大など、検証当時には想定できなかった事態が発生したことなどから、改めてその内容を再検証し、実態に即した内容に改めた上、引き続き既存事業の強化等を図るための具体的方策を実施する。

令和4年度においては、令和3年度に引き続き、都道府県医師会等関係機関からの要望を実地で聞き取るなどにより、既存事業の強化及び新規事業の発掘に努める。

また、令和4年度は、前述のとおり受託事業の次期調達について再委託を受けたことから、役職員一体となって迅速、的確な業務処理体制の実現を図り、効果的、効率的な事業運営に努める。